消費税の解説

税　務　署

目次

１　納税義務の判定（別紙１）　2
（１）納税義務及び納税義務の免除　2
（２）課税事業者を選択する旨の届出　2
（３）特定期間における納税義務の判定　2
（４）納税義務の判定における留意事項　3
２　課税範囲及び課税標準　3
（１）課税取引の抽出及び課税標準額の計算　3
（２）棚卸資産等を家事消費又は使用した場合の課税標準　4
（３）課税の対象となる収入等　4
（４）事業用の車両等の下取り　4
（５）返品、値引き等の差引計上　4
３　不課税取引及び非課税取引並びに免税取引　5
４　税率　5
５　仕入税額控除　5
（１）課税仕入れの範囲（別紙３「消費税課税取引の判定表（２）」参照）　5
（２）居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限　6
（３）課税仕入れの時期　6
（４）控除対象仕入税額の計算方法　7
（５）課税売上割合の計算　8
（６）仕入値引き、受取りリベート等がある場合　8
（７）課税事業者が翌期から免税事業者となる場合等　8
６　簡易課税制度　9
（１）簡易課税制度の適用の可否の判定　9
（２）みなし仕入率　9
（３）事業区分の判定（別紙６「事業区分のフローチャート」参照）　10
（４）事業の種類が区分されていない場合の取扱い　15
（５）仕入控除税額の計算方法　15
（６）事業の区分方法及び区分経理の方法　18
７　中小事業者の税額計算の特例　19
８　貸倒れに係る税額控除　20
９　消費税課税事業者選択届出書を提出した場合の留意事項　21
10　還付申告書を提出する場合の留意事項　21
11　令和３年分の中間申告・納付について　21
12　所得税と消費税の主な相違点　22
13　新型コロナ税特法に係る消費税の特例　22

１　納税義務の判定（別紙１）

（１）納税義務及び納税義務の免除

国内において課税資産の譲渡等を行った個人事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります（消法５①）。

ただし、その課税期間（令和２年）の基準期間（平成30年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます（消法９①）。

（２）課税事業者を選択する旨の届出

上記（１）ただし書に該当し、免税事業者となる個人事業者は、仕入れ等にかかった消費税額の控除ができないので、還付を受けることはできません。

このようなことから、輸出業者のように経常的に消費税額が還付になる事業者等は、還付を受けるために課税事業者となることを選択することができます。

なお、令和２年課税期間分において課税事業者となるためには、納税地を所轄する税務署長に対し、令和元年 12 月 31 日（令和２年中に事業を開始した場合には令和２年 12 月 31 日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することが必要です（消法９④）。

（３）特定期間における納税義務の判定

上記（１）ただし書に該当する場合であっても、特定期間（平成31年１月１日～令和元年６月30日）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者は、その課税期間（令和２年）において課税事業者となります。

なお、納税者の任意の選択により、特定期間における1,000万円の判定を、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【個人事業者の納税義務の判定フロー（表）】

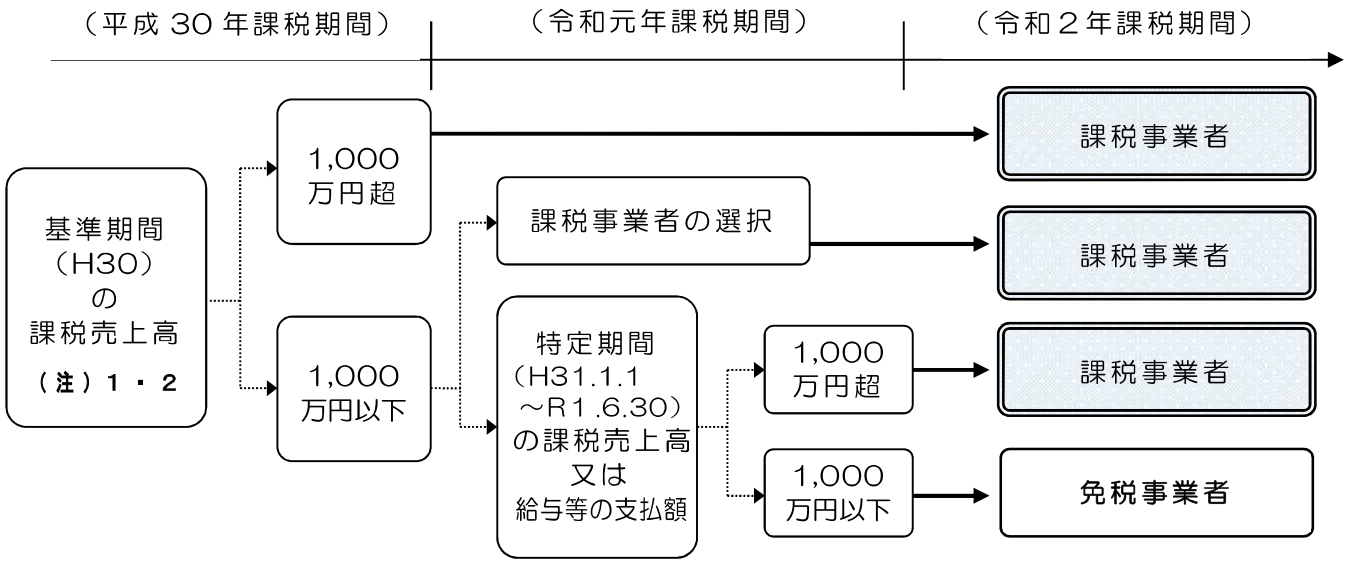

（注）１　「課税売上高」とは、課税期間中の課税資産の譲渡等に係る対価の額（税抜き）の合計額から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）の合計額を控除した残額をいいます（消法９②）。

（注）２　基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高には、消費税が課されていませんから、基準期間における課税売上高を計算するときには税抜きの処理は行いません（消基通１－４－５）。

（４）納税義務の判定における留意事項

消費税の納税義務の判定に当たっては、上記（１）ないし（３）のほか、次の点にも留意してください。

イ　高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例

課税事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、国内における「高額特定資産」の課税仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者となること及び簡易課税制度の適用を受けることができません（消法 12 の４）。

（注）「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

ロ　高額特定資産である棚卸資産等に係る調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除等の特例

事業者が、高額特定資産である棚卸資産等について、棚卸資産の調整措置（消法36①③）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間から、その適用を受けた課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者となること及び簡易課税制度の適用を受けることができません（消法12の４②）。

なお、当該特例は、令和２年４月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合から適用されます。

ハ　個人事業者の法人成り

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者が法人成りした場合、その課税期間における法人成りする前の（個人事業者であった）期間についての納税義務は免除されないこととなります（消基通１－４－６（注））。

なお、当該法人成りの際の出資について、金銭以外の資産の出資については、課税資産の譲渡等に該当します（消法２①八、消令２①二）。

２　課税範囲及び課税標準

（１）課税取引の抽出及び課税標準額の計算

イ　消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除きます。）の対価の額（税抜き）及び特定課税仕入れに係る支払対価の額です（消法28、消基通10－１－１、10－２－１）。

ロ　「課税資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供のうち、消費税法第６条《非課税》第１項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいい、原則として無償で行われる資産の譲渡等は課税の対象になりません（消法２①八、九、４①③、６①、消基通５－１－２）。（別紙２「消費税課税取引の判定表（１）」を参照してください。）

ハ　「特定資産の譲渡等」とは、事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいいます。

また、特定課税仕入れとは、課税仕入れのうち特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいいます。）に該当するものをいいます。

ニ　課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額を抽出して、課税標準額を計算します。

課税標準額＝（課税売上高（税込み））× $\frac{100}{110（108）}$ **＋ 特定課税仕入れに係る支払対価の額（注）**

（1,000円未満切捨て）

（注）経過措置により当分の間、リバースチャージ方式は、当課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である個人事業者にのみ適用されます。

（２）棚卸資産等を家事消費又は使用した場合の課税標準

個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事消費又は使用した場合には課税の対象となり、その資産の価額に相当する金額が課税標準となります。ただし、当該棚卸資産の仕入れに係る支払対価の額に相当する金額以上の金額で、かつ、通常の販売価額のおおむね50%以上の金額を課税標準として確定申告をしている場合には、これが認められます（消法４⑤一、28③一、消基通10－１－18）。

また、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ（みなし譲渡）、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となります。

この場合、当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があります。

（３）課税の対象となる収入等

イ　建物、機械、車両等の事業用資産の譲渡収入（消令２③、消基通５－１－７）

（注）事業と家事の用途に共通して使用されるもの（例えば、店舗兼住宅の１階部分を店舗に使用し、２階部分を個人の住宅として使用している場合の建物）を売却した場合、事業用の部分については課税の対象となります（消基通10－１－19）。

ロ　土地仲介手数料収入、保険代理店収入、紹介手数料収入（消基通６－１－６、６－３－２）

（４）事業用の車両等の下取り

事業用の自動車を購入するに当たり、事業の用に供していた自動車を下取りに出した場合には、下取価額が資産の譲渡等の対価となり、下取価額を差し引く前の金額が、課税仕入れに係る支払対価の額となります（消基通10－１－17）。

（５）返品、値引き等の差引計上

売り上げた商品について返品を受け、又は値引きを行った場合には、売上げに係る

対価の返還等に係る消費税額を計算し、課税標準額に対する消費税額から控除します（消法38①）。

ただし、当初の売上額から返品額又は値引額を差し引き、差引き後の金額を売上額とする経理処理を継続的に行っている場合には、その差引き後の売上額に基づいて課税標準額及び課税標準額に対する消費税額を計算しても差し支えありません（消基通10－１－15）。

３　不課税取引及び非課税取引並びに免税取引

資産の譲渡等の対価でないため消費税の課税対象とならないものは、不課税取引といいます（別紙３「消費税課税取引の判定表（２）」参照）。

また、税の性格からみて課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引を非課税取引といいます（消法６①、別表第一、別表第二）。主な非課税取引は、別紙４「主な非課税取引」のとおりです。

なお、消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除きます。）及び特定課税仕入れに対して課されるため、輸出して外国で消費されるものや国際通信、国際輸送など輸出に類似する取引については、消費税を免除することとされており（消法７、８）、消費税が免除される取引のことを免税取引といいます。

【免税取引と非課税取引との違い】

区分	免税	非課税
条文の規定の仕方	消費税を免除する	消費税を課さない
その仕入れに係る仕入税額控除	できる	できない（注）
適用要件	証明書保存等	ない

（注）その課税期間における課税売上高が５億円以下であり、かつ、課税売上割合が95%以上の場合を除きます。

４　税率

	平成26年３月31日以前	平成26年４月１日以後	令和元年10月１日以後	
			標準税率	軽減税率
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%	8.0%

（注）消費税率の引上げに伴い、「税率引上げに伴う経過措置」が講じられています。

５　仕入税額控除

（１）課税仕入れの範囲（別紙３「消費税課税取引の判定表（２）」参照）

課税仕入れとは、商品の仕入れ、事業用資産の購入・賃借等をいい、免税事業者や消費者からの仕入れも課税仕入れとなりますが、土地の購入や賃借、支払利子などの非課税取引や給料などの不課税取引は含まれません（消法２①十二、消基通11－１－３）。

イ　贈答品等の購入費用

資産を購入して贈与する場合に、その購入が課税仕入れに該当するときは、その課税仕入れに係る消費税額は仕入税額控除の対象となります(消基通11－２－17)。

（例）得意先に贈る中元、歳暮品の購入等

ロ　物品切手の購入費用

商品券等の物品切手の譲渡は非課税のため、物品切手の購入費用は仕入税額控除の対象となりませんが、物品切手と商品を引き換えた場合には、引き換えをした事業者が引き換えた商品について仕入税額控除をすることとなります。

この場合、当該物品切手が自己において購入したものであっても、他の者から贈与を受けたものであっても同様の取扱いとなります（別表第一四ハ、消基通６－４－３）。

なお、事業者が自ら引換給付を受ける郵便切手等については、継続して購入した日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これが認められます（消基通11－３－７）。

ハ　課税仕入れに該当しないものの例

次の支出はいずれも課税仕入れに該当せず、仕入税額控除の対象となりません。

・　アルバイト代
・　登録免許税、固定資産税等の租税公課
・　事務所兼用住宅の取得費・賃借料のうち居住用部分（消基通11－１－４）
・　水道光熱費等のうち所得税法施行令第96条各号《家事関連費》に掲げる経費に係る部分以外の金額（消基通11－１－５）

（２）居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、令和２年10月１日以後に国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産等に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象となりません。

なお、当該仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物については、一定の場合に仕入税額控除税額を調整することとなります（別紙５「居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整」参照。）。

ただし、経過措置として、令和２年３月31日までに締結した契約に基づき令和２年10月１日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

（３）課税仕入れの時期

課税仕入れ等に係る消費税額は、課税仕入れを行った日の属する課税期間において、仕入税額控除します。課税仕入れを行った日とは、資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日となります（消基通11－３－１）。

なお、課税仕入れの内容が、目的物の引渡しを要するものである場合は引渡しを受けた日が、また、役務の提供である場合は役務の提供が完了した日が、それぞれ課税仕入れの時期となります（消基通11－３－１）。

また、建設工事等を行うための支出を、未成工事支出金として経理している場合であっても、当該支出に係る課税仕入れの時期は、実際に課税仕入れを行った日となり

ます。ただし、当該建設工事等に係る目的物を完成して相手方に引渡しをした日の属する課税期間の課税仕入れとしているときは、継続適用を条件として、これを認めています（消基通11－３－５）。

未成工事支出金に係る課税仕入れの時期の原則的な取扱いは、次のとおりです。

イ　下請の提供する役務の内容が、建築工事に係る人的役務のみである場合に、月単位でその出来高（給与に該当するものを除く。）を計上しているときは、その計上時に計上した出来高に係る部分の課税仕入れを行ったものとして差し支えありません。

ロ　下請の提供する役務の内容が、目的物の引渡しを要する請負契約に基づくものである場合の資産の譲渡等の時期は、目的物を引き渡した日となるから、役務の提供を受ける元請における課税仕入れの時期は、当該目的物の引渡しを受けた日となります（消基通11－３－１、９－１－５）。

したがって、発注から引渡しを受ける日までに支払ういわゆる出来高払いは、単なる中間金にすぎないため、課税仕入れには該当しません。

ハ　建設資材の課税仕入れを行った日は、その引渡しを受けた日となります（消基通11－３－１、９－１－１）。

ニ　建設機械等の賃貸借契約に基づいて支払う使用料等の額を対価とする課税仕入れの時期は、当該契約又は慣習によりその支払をすべきこととされている日となります（消基通９－１－20）。

（４）控除対象仕入税額の計算方法

課税仕入れに係る消費税額＝（課税仕入高（税込み））× $\dfrac{7.8\ (6.24)}{110\ (108)}$

（注）当課税期間において、課税売上割合が95％以上の個人事業者や簡易課税制度が適用される個人事業者は、「特定課税仕入れ」を受けた場合でも、経過措置により当分の間、その仕入れがなかったものとみなされます。

課税貨物の引取りに係る消費税額＝税関長あてに申告・納付した消費税額

イ　課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下の場合

課税仕入れ等に係る税額の全額を控除します。

ロ　課税売上割合が95％未満又は課税売上高が５億円超の場合

次のいずれかの方式により計算した金額を控除します。

（イ）個別対応方式

課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げ（免税売上げを含みます。）にのみ対応するもの、非課税売上げにのみ対応するもの、どちらにも共通して対応するものの、３つに区分して計算する方法です。

課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの ＋ (課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの × 課税売上割合) ＝ 控除対象仕入税額

（ロ）一括比例配分方式

課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合を乗じて、仕入控除税額を計算する方法です。一括比例配分方式を選択した場合には、２年間継続して同方式を適用しなければなりません（消法30⑤）。

課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合 ＝ 控除対象仕入税額

（５）課税売上割合の計算

課税売上割合は、次の算式により計算します。

$$\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）＋免税売上高）}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き）＋免税売上高＋非課税売上高）}}$$

イ　計算に当たっての留意事項

- 貸倒れとなった金額は課税売上高から減額しません（消令48①）。
- 不課税取引に係る対価の額は計算に含めません。
- 売上返品、売上値引き、売上割戻し、売上割引等の対価の返還等の金額（税抜き）は、分母・分子の計算上減額します（消令48①）。
- 非課税売上高のうち、支払手段等の譲渡及び資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡は除きます（消令48②）。
- 平成26年４月１日以後に行われる金銭債権等の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の５％相当額を分母に算入することとされています（消令48⑤）。

ロ　その他の留意事項

- 課税売上割合の計算を事業所単位又は事業部単位等で行うことはできません（消基通11－５－１）。
- 課税売上割合については、原則として端数処理は行わないこととされていますが、端数を切り捨てている場合は、切捨ても認められます（消基通11－５－６）。

（６）仕入値引き、受取りリベート等がある場合

課税事業者が行った課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き、割戻しを受けた場合には、課税仕入れ等に係る消費税額から、仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額を控除（この場合、控除しきれない金額があるときは、課税売上げに係る消費税額に加算します。）し、その控除後の残額を課税売上げに係る消費税額から控除します（消法32）。

なお、課税仕入れの金額から返品額又は値引額若しくは割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認めます（消基通12－１－12）。

（７）課税事業者が翌期から免税事業者となる場合等

課税事業者が翌期から免税事業者となる場合は、期末棚卸資産のうち、当期中に課税仕入れを行ったものに係る課税仕入れ等の税額は、課税売上げに係る消費税額から控除することはできません（消法36⑤）。

また、免税事業者が課税事業者となった場合には、期首棚卸資産のうち、免税事業者であった期間中に課税仕入れを行ったものに係る課税仕入れ等の税額は、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされます（消法36①）。

◎帳簿と請求書等の両方の保存◎

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。それら両方の保存がない場合、課税仕入れ等に係る消費税の控除が認められなくなります。

６　簡易課税制度

（１）簡易課税制度の適用の可否の判定

簡易課税制度の適用要件は次のとおりです（消法37①）。

要件	・基準期間の課税売上高が5,000万円以下であること。 ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出していること。

（注）１　令和２年分について簡易課税制度を選択するためには、令和元年12月31日（令和２年中に事業を開始した場合には令和２年12月31日）までに簡易課税制度選択届出書を提出している必要があります。

なお、仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者については、下記７（２）ロの簡易課税制度の届出の特例があります。

（注）２　簡易課税制度を選択している場合であっても、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える課税期間については、この制度を適用できず、仕入控除税額を上記５（４）により実額計算する必要があります。

（２）みなし仕入率

課税売上高を次の６つの事業に区分した上で、それぞれのみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算することとなります。

事業の内容		事業区分	みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	第１種	90%
小売業等	小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。なお、製造小売業は第３種事業になります。	第２種	80%
製造業等	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第４種事業になります。	第３種	70%
その他の事業	第１種事業から第３種事業、第５種事業、第６種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第４種事業に該当します。	第４種	60%
サービス業等	金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第５種	50%
不動産業	不動産業（第１種事業から第３種事業及び第５種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第６種	40%

（３）事業区分の判定（別紙６「事業区分のフローチャート」参照）

イ　第一種事業

第一種事業とは、卸売業をいい、卸売業とは、「他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業」をいいます（消令57⑤一、⑥）。

第一種事業の判定において、購入の相手方は事業者に限られませんので、消費者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業も卸売業に該当することとなります。

【性質及び形状を変更しないものとして取り扱うものの例】

- 肉のスライス及び魚を刺身にする行為
- 仕入れた玄米を精米にする行為
- 運搬の利便に資するために行う古紙、鉄屑、非鉄金属、空ビン、ボロキレ、廃車等を切断、プレス、破砕、梱包する行為
- 鋼板（１ｍ×２ｍ）を取引先等からの注文により切断（５ｃｍ×５ｃｍ）して販売する場合

【性質及び形状の変更をするものとして取り扱うものの例】

- ブロイラーを解体して焼鳥用に串に刺す行為
- 生サケから取り出した卵の塩漬け、又は当該卵の薄皮を剥いでイクラにする行為
- 生魚を塩水に付け、味付けと保存性を持たせる行為

また、次の事例のように、販売先において業務用に消費される商品の販売であっても、事業者に対する販売であれば、卸売業に該当することとなります。

- 酒類小売業者が飲食店に対して行う酒類の販売
- プロパンガスの販売店が食堂や工場に対して行うプロパンガスの販売
- ガソリンスタンドが事業者に対して行うガソリン、軽油等の販売

ロ　第二種事業

第二種事業とは、小売業をいい、小売業とは、「他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、第一種事業以外のもの」をいいます（消令57⑤二、⑥）。したがって、他の者から購入した商品をそのまま消費者に販売する事業が小売業に該当します。

性質及び形状の変更の有無の判定については、原則として、第一種事業（卸売業）の判定における性質及び形状の変更の有無の判定と同様です。

（イ）食料品小売店舗において行う販売商品の加工等

食料品小売業者が、他から購入した食料品を、その小売店舗において、仕入商品に軽微な加工（切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす等の行為）をして販売する場合で、その加工が加工前の食料品の販売店舗において一般的に行われると認められるもので、その加工後の商品がその加工前の商品と同一の店舗において販売されるものについては、その加工後の商品の販売についても第二種事業（小売業）に該当するものとして取り扱われます（消基通13－２－３）。

ただし、焼く、煮る、ゆでる等商品に熱を加える行為は、性質及び形状を変更する行為に該当するものとして取り扱われ、製造業（第三種事業）に該当することになります。

【「軽微な加工」に該当するものの例】

・　精肉店において肉をさばいて焼鳥用に串に刺す行為

・　精肉店における肉のスライス、味付け肉、合い挽き肉、ハンバーグ用に成型した挽き肉の販売

・　鮮魚店における魚の３枚おろし、刺身、すり身の販売

・　八百屋における漬物、刻み野菜の詰め合わせ販売

【「軽微な加工」に該当しないものの例示】

・　精肉店におけるコロッケ、チャーシュー、揚げた豚カツ、焼いた焼鳥等の製造販売

・　鮮魚店における焼き魚、かつおのたたき、煮魚、天ぷら等の製造販売

（ロ）自動販売機における飲食料品等の販売

自動販売機における飲食料品等の販売は、第二種事業（小売業）に該当するものとして取り扱われます。

なお、飲食店等における店内飲食用の酒等の自動販売機（セルフサービスを目的としたもの）による販売は、第四種事業に該当します。

（ハ）製造小売業

自己において商品を製造し、消費者に販売する製造小売業（例：洋服仕立小売業、菓子（パン）製造小売業、豆腐等加工食品製造小売業等）は、第二種事業（小売業）には該当せず、第三種事業（製造業）に該当します（消基通13－２－６）。

（ニ）機械設備・備品等の据付販売

機械設備・備品等の据付販売については、その取引に係る契約等からそれぞれ別個の取引と認められる場合には、機械等の販売はその取引形態により第一種事業から第二種事業のいずれかに区分し、据付手数料を対価とする役務の提供は第五種事業に区分することになります。

なお、設備工事業者等が行う一括請負契約に基づく資産の譲渡は、第三種事業（設備工事業）に該当することになります。

（ホ）物品の販売と修理

修理とは「傷んだり壊れたりした物をつくろい直す」ことを約する請負契約であることから、たとえ部品代金と修理手数料を区分していても、その全体が第五種事業となります。

なお、部分品等の交換が、例えば、タイヤ、オイル交換等のようにその部分品の販売を前提として取り替えを行う実態にあるものについては、その部分品の販売と取付手数料を区分している場合には、部分品の販売を第一種事業又は第二種事業、取付手数料を第五種事業として取り扱って差し支えありませんが、その部分品の販売と取付手数料を区分していない場合は、全体が第五種事業に該当することになります。ただし、取付手数料がサービス等無償である場合は、全体が第一種事業又は第二種事業となります。

（ヘ）委託販売（代理商、仲立業）

商品を販売する場合であっても、他の事業者から委託を受け、消費者に対して委託販売を行い、当該他の事業者から委託販売手数料を受領している場合には、「他の者から購入した商品」を販売する事業ではなく、また、日本標準産業分類の大分類における製造業等又はサービス業等に該当する分類には区分されていないことから、第四種事業に該当します。

ハ　第三種事業

第三種事業とは、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供（第四種事業に該当）を除きます（消令57⑤三）。

なお、令和元年10月1日から、「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第三種事業から第二種事業へ変更となりました。

第三種事業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定します（消基通13－２－４）。

なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等の第三種事業に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当し、また、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当することとなります。

（イ）製造業に含まれる範囲

次の事業は、第三種事業に該当するものとして取り扱うこととなります（消基通13－２－５）。

- 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品として販売するいわゆる製造問屋としての事業
- 自己が請け負った建設工事（第三種事業に該当するものに限る。）の全部を下請に施工させる元請としての事業（建設工事の丸投げ）
- 天然水を採取して瓶詰等して人の飲用に販売する事業
- 新聞、書籍等の発行・出版を行う事業

（ロ）特注品の受注販売

自己で製造を行わず、製造問屋にも該当しない商品の販売業者が、顧客から特注品の製造を受注し、下請先等に製造させ販売する場合には、顧客から特注品の製造を請け負ったものであるから、原則として、第三種事業に該当します（例えば、販売業者が、顧客から名刺の印刷や印鑑の製作を受注し、自らは行わず、外注先に作成させた上で顧客に販売する事業がこれに該当します。）。

（ハ）加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供

「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」とは、製造業等に該当することとなる事業に係るもののうち、対価たる料金の名称のいかんを問わず、他の者の原材料又は製品等に加工等を施して、その加工等の対価を受領する役務の提供又はこれに類する役務の提供をいいます（消基通13－２－７）。

【加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供に該当するものの例】

・　建設業のうち、他の事業者の原材料を使用し、当該他の事業者の建設工事の一部を行う人的役務の提供

（注）通常、受託者が自ら調達する補助的な資材（釘、針金、接着剤、道具又は機械等）を調達している場合であっても、他の主要な原材料の無償支給を受けている場合には、加工賃等を対価とする役務の提供に該当します。

・　製造業者が原材料の無償支給を受けて組立て、加工等を行う事業

（注）通常、受託者が自ら調達する補助材料等（糸、針、釘、塗料、めっき剤、包装資材等）を調達している場合であっても、他の主要な原材料の無償支給を受けている場合には、加工賃等を対価とする役務の提供に該当します。

・　印刷業者が紙の支給を受けて行う印刷

（ニ）副産物の取扱い

第三種事業に該当する建設業、製造業等に係る事業に伴い生じた加工くず、副産物等の譲渡は、第三種事業に該当します（消基通13－２－８）。

なお、「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」に該当する事業（第四種事業）に伴い生じた加工くず、副産物等の譲渡は、第四種事業に該当します。

二　第五種事業

第五種事業とは、運輸通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除きます。）等をいい、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に該当するものを除きます（消令57⑤四）。

第五種事業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定します（消基通13－２－４）。

なお、日本標準産業分類の大分類の区分ではサービス業等の第五種事業に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当することとなります。

（イ）サービス業等に該当する「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業」の取扱い

運輸通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除きます。）等に該当するものは、「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業」であっても、第四種事業となることはなく、第五種事業に該当します。

（ロ）旅館業における飲食物の提供

サービス業から除くこととされている「飲食サービス業に該当するもの」とは、例えば次のようなものをいいます（消基通13－２－８の２）。

・　ホテル内にある宴会場、レストラン、バー等のように、そのホテルの宿泊者以外の者でも利用でき、その場で料金の精算をすることもできるようになっている施設での飲食物の提供（この場合、宿泊者が部屋掛けをしたときは、ホテ

ルは宿泊料金の精算時に宿泊料金と区分して領収することとなる。）

・　宿泊者に対する飲食物の提供で、宿泊サービスとセットの夕食等の提供時に当該宿泊者の注文に応じて行う特別料理、飲食等の提供や客室内に冷蔵庫を設置して行う飲料等の提供のように、料金体系上も宿泊に係る料金と区別されており、料金の精算時に宿泊料と区分して領収されるもの

なお、「一泊二食付きで２万円」というように、食事代込みで宿泊料金が定められている場合は、その料金の全額が第五種事業に係る対価となります。

ホ　第六種事業

第六種事業とは、不動産業をいいます（消令57⑤五）。

第六種事業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定しますが、ここでいう不動産業とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる「不動産業、物品賃貸業」のうち、不動産業に該当するものをいいます（消基通13－２－４）。

なお、当該不動産業に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当することとなります。

ヘ　第四種事業

第四種事業とは、第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業のいずれにも該当しない事業をいい（消令57⑤六）、おおむね飲食サービス業が該当しますが、これ以外の業種であっても、第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業のいずれにも該当しない事業は、すべて第四種事業に該当することになります。

（イ）飲食店における飲食サービス

飲食店における飲食サービスは、客の注文による出前、仕出しを含めて第四種事業に該当します（消基通13－２－８の２(注)１）。

なお、飲食店が土産用等として製造した商品を販売した場合は、第三種事業に、また、仕入れた商品をそのまま土産用等として販売した場合は、第一種事業又は第二種事業に該当することになります。

（ロ）固定資産等の売却

事業者が自己において使用していた事業用固定資産等の譲渡は、第四種事業に該当します（消基通 13－２－９）。

（４）事業の種類が区分されていない場合の取扱い

２種類以上の事業を営む事業者が、その課税期間中の課税売上高を事業の種類ごとに区分してない場合には、その区分していない課税売上高については、区分していない事業のうちみなし仕入率が最も低い事業の課税売上高として、仕入控除税額を計算することになります（消令57④）。

区分されていない事業	事業の判定	適用みなし仕入率
第一種事業と第二種事業	第二種事業	80%
第一種事業又は第二種事業と第三種事業	第三種事業	70%
第一種事業、第二種事業又は第三種事業と第四種事業	第四種事業	60%
第五種事業と第五種事業以外の事業	第五種事業	50%
第六種事業と第六種事業以外の事業	第六種事業	40%

【事例】

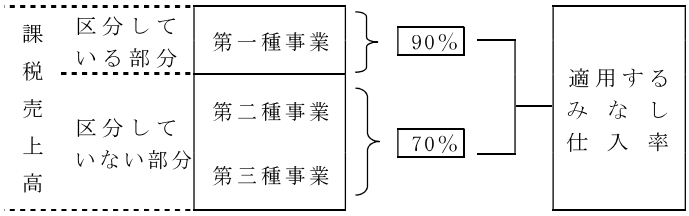

（５）仕入控除税額の計算方法

イ　１種類の事業のみを営む事業者の場合

第一種事業から第六種事業までの事業のうち１種類の事業のみを営む事業者については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率を乗じた金額が仕入控除税額となります（消法37①、消令57①）。

《算式》

仕入控除税額 ＝ 課税標準額に対する消費税額 × みなし仕入れ率（90％、80％、70％、60％、50％又は40％）

（注）「課税標準額に対する消費税額」の計算は次のとおりです（以下、この項において同じ。）。

課税標準額に対する消費税額 ⇨ （課税標準額（千円未満切捨て）× 7.8（6.24）％） ＋ 貸倒回収額に係る消費税額 － 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

なお、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない金額が生じたときには、課税標準額に対する消費税額はゼロとして計算します。

ロ　２種類以上の事業を営む事業者の場合

第一種事業から第六種事業までの事業のうち２種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりとなります。

（イ）原則計算（消令57②）

《算式Ⅰ（原則法）》

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \frac{\text{Ⓐ}\times 90\% + \text{Ⓑ}\times 80\% + \text{Ⓒ}\times 70\% + \text{Ⓓ}\times 60\% + \text{Ⓔ}\times 50\% + \text{Ⓕ}\times 40\%}{\underset{\text{Ⓐ}}{\text{第一種事業に係る消費税額}} + \underset{\text{Ⓑ}}{\text{第二種事業に係る消費税額}} + \underset{\text{Ⓒ}}{\text{第三種事業に係る消費税額}} + \underset{\text{Ⓓ}}{\text{第四種事業に係る消費税額}} + \underset{\text{Ⓔ}}{\text{第五種事業に係る消費税額}} + \underset{\text{Ⓕ}}{\text{第六種事業に係る消費税額}}}$$

（注）１　「第一種事業に係る消費税額」、「第二種事業に係る消費税額」、「第三種事業に係る消費税額」、「第四種事業に係る消費税額」、「第五種事業に係る消費税額」及び「第六種事業に係る消費税額」とは、それぞれの事業ごとの課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除した残額です。

なお、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合には、その事業に係る消費税額はゼロとして計算します。

（注）２　各種事業に係る消費税額の算出に際し、円未満の端数は切り捨てます。

（注）３　加重平均により計算するみなし仕入率（分数式部分）は、端数処理を行いませんが、任意の位で端数切捨てを行っても差し支えありません。

ただし、次のＡ及びＢのいずれにも該当しない場合には、簡便法により計算することができます。

Ａ　貸倒回収額がある場合

Ｂ　売上げに係る対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

《算式Ⅱ（簡便法）》

$$\text{仕入控除税額} = \text{第一種事業に係る消費税額} \times 90\% + \text{第二種事業に係る消費税額} \times 80\% + \text{第三種事業に係る消費税額} \times 70\% + \text{第四種事業に係る消費税額} \times 60\% + \text{第五種事業に係る消費税額} \times 50\% + \text{第六種事業に係る消費税額} \times 40\%$$

（ロ）特例計算（消令57③）

２種類以上の事業のうち、1つの事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合には、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対して適用することができます。

《算式》

仕入控除税額	＝	課税標準額に対する消費税額	×	75%以上を占める事業のみなし仕入率

【事例】

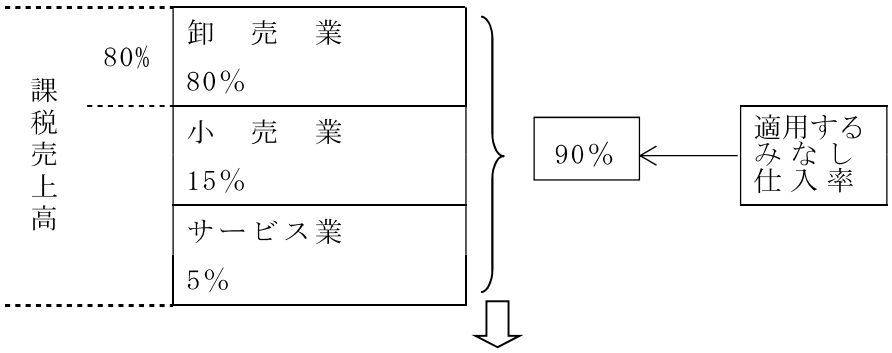

仕入控除税額＝課税標準額に対する消費税額×90%

また、３種類以上の事業を営む事業者で、特定の２事業の課税売上高の合計額が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、その特定の２事業の低い方のみなし仕入率をその２事業以外の売上げに対しても適用することができます。

《算式Ⅰ（原則法）》

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \frac{\text{特定の２業種のうちみなし仕入れ率の高い方の事業に係る消費税額 Ⓑ} \times \text{左の事業に係るみなし仕入率} + (Ⓐ - Ⓑ) \times \text{特定の２事業のうち低い方のみなし仕入率}}{\text{売上げに係る消費税額　Ⓐ}}$$

（注）１　各種事業に係る消費税額は、その事業の課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除した残額です。

なお、各種事業に係る消費税額からその事業の売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合には、その事業に係る消費税額はゼロとして計算します。

（注）２　各種事業に係る消費税額の算出に際し、円未満の端数は切り捨てます。

（注）３　「売上げに係る消費税額」とは、各種事業に係る消費税額の合計額（上記（注）１及び（注）２により計算した金額の合計額）をいいます。

（注）４　加重平均により計算するみなし仕入率（分数式部分）は、端数処理を行いませんが、任意の位で端数切捨てを行っても差し支えありません。

ただし、次のＡ及びＢのいずれにも該当しない場合には、簡便法により計算することができます。

Ａ　貸倒回収額がある場合

Ｂ　売上げに係る対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

《算式Ⅱ（簡便法）》

仕入控除税額 ＝ 特定の２事業のうちみなし仕入率の高い方の事業に係る消費税額　Ⓑ × 左の事業に係るみなし仕入率 ＋ （売上に係る消費税額　－Ⓑ） × 特定の２事業のうち低い方のみなし仕入率

【事例】

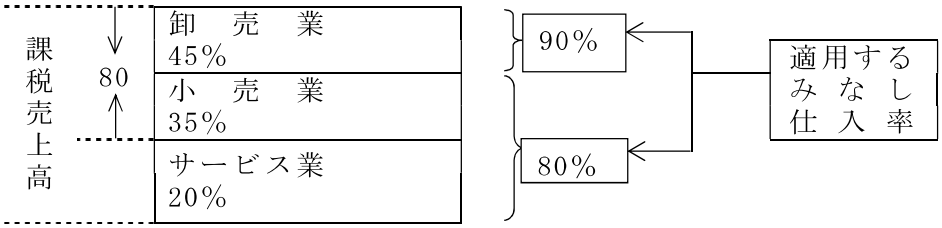

（原則法）

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \left(\frac{\text{第一種事業に係る消費税額Ⓑ} \times 90\% + (Ⓐ - Ⓑ) \times 80\%}{\text{売上げに係る消費税額　Ⓐ}} \right)$$

（簡便法）

仕入控除税額＝　Ⓑ×90％＋（Ⓐ－Ⓑ）×80％

（ハ）原則的な計算方法と特例による計算方法との適用関係

（イ）の原則的な計算方法と（ロ）の特例による計算方法との適用については、事業者がいずれか有利な方法を選択して適用することができます。

また、（ロ）の特例による計算方法の要件に該当するものが複数生じることがありますが、このような場合にも（イ）の原則的な計算方法を含めて、そのうちのいずれか有利な方法を選択して適用することができます（消基通13－４－１、13－４－２）。

（６）事業の区分方法及び区分経理の方法

イ　事業の区分方法

事業の区分は個々の課税売上げごとに判定し、いずれかに区分することとなります。

また、第一種事業から第六種事業のうち２種類以上の事業を行っている事業者が、一の事業に係る課税売上高のみを区分していない場合には、課税売上高の合計額から課税売上高を区分している事業に係る課税売上高の合計額を控除した残額を、区分していない一の事業に係る課税売上高として取り扱って差し支えありません（消

基通13－３－２）。

例えば、第一種事業、第二種事業及び第三種事業の３種類の事業を行っている事業者が、帳簿上、第一種事業と第二種事業に係る課税売上高を区分している場合には、区分していない残りの課税売上高は第三種事業として区分しているものとして取り扱います。

ロ　区分経理の方法

それぞれの課税売上げごとに事業の種類を区分する方法としては、例えば、次のような方法により行うことができます（消基通13－３－１）。

（イ）帳簿に事業の種類を記帳する方法

（ロ）取引の原始帳票等である納品書、請求書、売上伝票又はレジペーパー等に事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載する方法

（ハ）事業場ごとに１種類の事業のみを行っている事業者にあっては、当該事業場ごとに区分する方法

７　中小事業者の税額計算の特例

事業者が軽減税率制度の下で求められる区分経理に円滑に対応できるよう、課税売上げ（税込み）又は課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、売上税額又は仕入税額の計算の特例が認められています。

（１）売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月１日から令和５年９月30日までの期間において、売上げの一定の割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

イ　小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

ロ　軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

なお、通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

ハ　上記イ及びロの割合の計算が困難な場合

上記イ及びロの計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50／100とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50％以上である事業者をいいます。

【特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）】

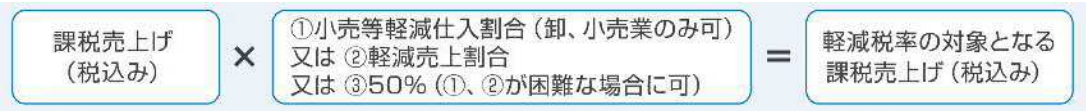

（２）仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、令和元年10月から令和２年９月30日の属する課税期間において、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

イ　小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

なお、小売等軽減売上割合の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月１日から令和２年９月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

【小売等軽減売上割合を用いて計算する場合】

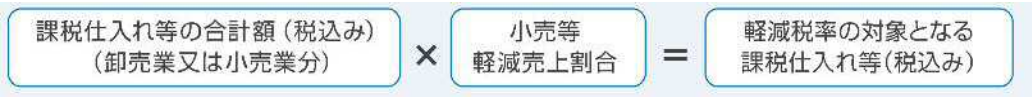

ロ　簡易課税制度の届出の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用に関して、令和元年10月１日から令和２年９月30日までの日の属する課税期間において、同制度を適用しようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、当該届出書を提出した課税期間から同制度を適用することが可能です。

ただし、当該届出の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、２年間継続して適用した後でなければ、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

なお、令和２年分について当該特例を適用する場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」は、令和２年12月31日までに提出する必要があります。

８　貸倒れに係る税額控除

課税売上げの相手方に対する売掛金その他の債権につき貸倒れとなったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れに係る消費税額を控除します（消法39①）。

なお、免税事業者であった課税期間において発生した売掛債権に係る貸倒額は控除できません（消基通14－２－４）。

９　消費税課税事業者選択届出書を提出した場合の留意事項

消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となった事業者は、課税事業者となった課税期間の初日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に「調整対象固定資産」の課税仕入れ等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日から３年間は免税事業者となることはできません。また、簡易課税制度を適用して確定申告することもできませんので、一般課税により確定申告を行う必要があります（消法９⑦、37③）。

◎調整対象固定資産とは◎

建物（附属設備を含む）、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の棚卸資産以外の資産で、一取引単位についての購入価額（税抜き）が 100 万円以上のものをいいます。

なお、一般課税により確定申告を行っていただく上で次の事項に留意願います。

（１）調整対象固定資産の課税仕入れを行った課税期間に、その課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入税額控除を算出した場合において、その課税仕入れを行った課税期間の開始の日から３年を経過する日の属する課税期間に、課税売上割合が著しく変動し、当課税期間の末日に調整対象固定資産を所有しているときには、「調整対象固定資産に関する課税仕入れに係る消費税額の調整」を行う必要があります(消法33)。

（２）上記３年を経過する日の属する課税期間までの間に、当該調整対象固定資産を課税売上げにのみ要するものから非課税売上げにのみ要するものへ用途変更した場合（その逆の用途変更も同様です。）にも、用途変更に伴う仕入控除税額の調整計算が必要となることがあります（消法34、35）。

10　還付申告書を提出する場合の留意事項

控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合には、「消費税の還付申告書に関する明細書（個人事業者用）」を添付することが義務化されています（消規 22③）。なお、控除不足還付税額がない還付申告書（中間納付還付税額のみの場合）には添付する必要はありません。

11　令和３年分の中間申告・納付について

令和２年分の確定消費税額(申告書第一表の⑨欄の差引税額)が48万円を超えた方は、次の区分に応じて令和３年分の中間申告・納付が必要となります。

（１）48万円を超え400万円以下の方（年１回の中間申告・納付）

令和２年分の確定消費税額の６/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和３年８月31日（火）までに申告・納付する必要があります。

（２）400万円を超え4,800万円以下の方（年３回の中間申告・納付）及び4,800万円超の方（年11回の中間申告・納付）

次表の区分に応じた期限までに申告・納付する必要があります。

区　分	課　税　期　間	申告及び納税の期限
年　３　回の中間申告・納付	１～３月分	５月31日（月）
	４～６月分	８月31日（火）
	７～９月分	11月30日（火）
年１１回の中間申告・納付	（1月1日以後1月ごとの区分した各期間のうち） １～３月分	５月31日（月）
	（1月1日以後1月ごとの区分した各期間のうち） ４～11月分	左記の各期間の末日の翌日から２月以内

また、前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する６月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

なお、令和３年分の６月中間申告対象期間の末日は令和３年６月30日（水）ですので、令和３年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を所轄税務署長へ提出してください。

12　所得税と消費税の主な相違点

所得税と消費税の主な相違点は、別紙７のとおりです。

13　新型コロナ税特法に係る消費税の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方については、消費税の課税選択の変更に係る特例が設けられています。当該制度の概要は、別紙８のとおりです。

＜別紙１＞

納税義務者等判定表

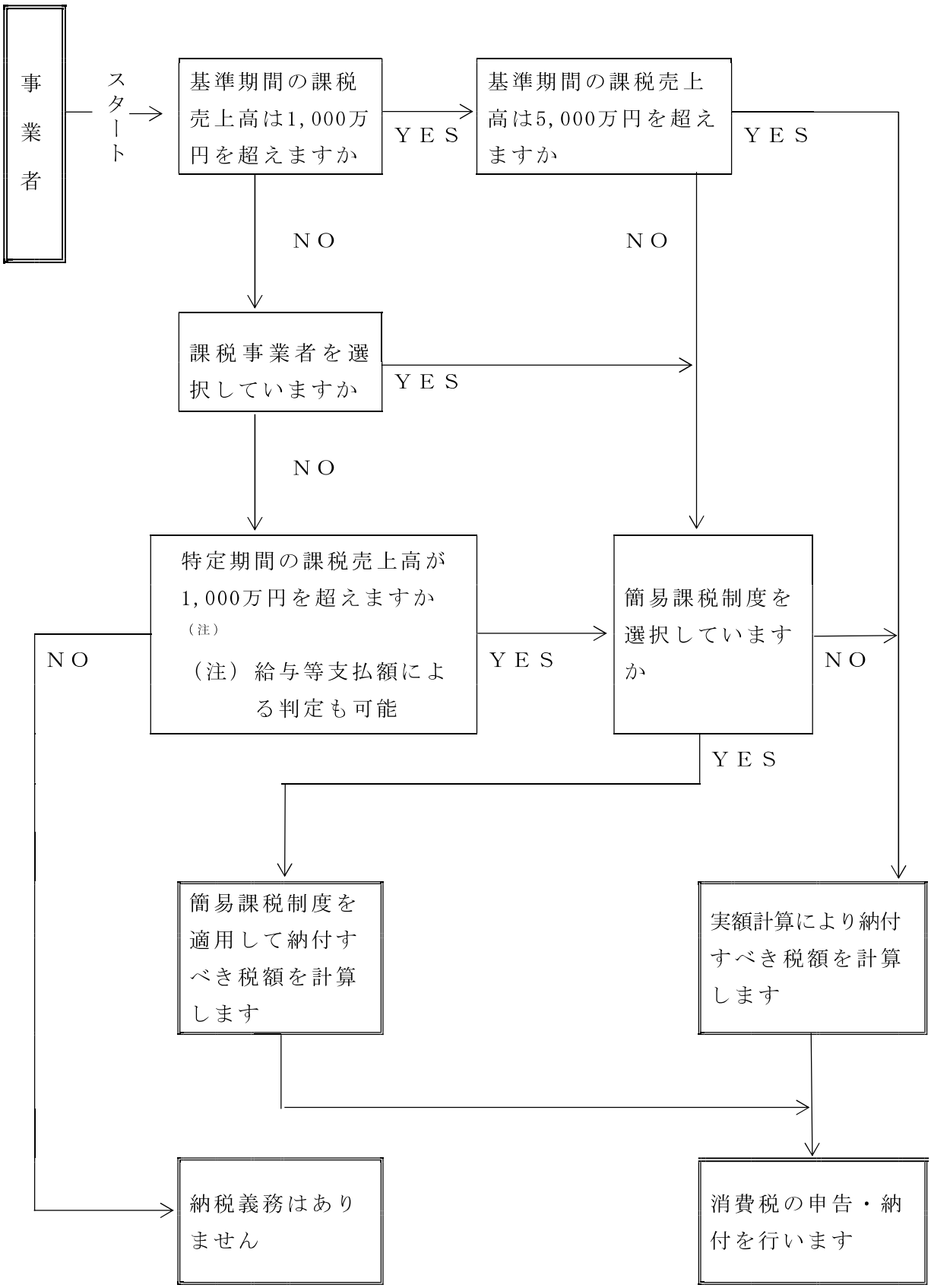

＜別紙２＞　　消費税課税取引の判定表（１）

この表は、事業所得等の損益計算書の科目ごとに課税取引になるかどうかのおおよその基準を示したものですから、実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定表の記号の意味は次のとおりです。

○…課税売上げ（仕入れ）になるもの
×…課税売上げ（仕入れ）にならないもの
△…大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの
▽…大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目		課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）		△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金 【免税となるもの】 輸出取引等収入
売上原価	期首商品棚卸高	×	(注)
	仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
	小計	／	
	期末商品棚卸高	×	(注)
	差引原価	／	
差引金額		／	
経費	租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
	荷造運賃	△	国際運賃
	水道光熱費	○	
	旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
	通信費	△	国際通信・国際郵便料金
	広告宣伝費	△	プリペイドカード等の購入費
	接待交際費	△	慶弔費・餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
	損害保険料	×	全て課税仕入れになりません。
	修繕費	○	
	消耗品費	○	
	減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
	福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費 (慰安旅行費等は課税仕入れ)
	給料賃金	▽	給料・賞与・退職金（通勤手当は課税仕入れ）
	外注工賃	○	
	利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
	地代家賃	△	地代、住宅家賃
	貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
	雑費	△	損害賠償金
	計	／	
差引金額		／	
引当金等	貸倒引当金繰戻し	×	
	専従者給与	×	
	貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		／	
青色申告特別控除額		×	
所得金額		／	

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目		課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
収入金額	販売金額	△	【免税となるもの】 輸出取引等収入
	家事消費	○	
	事業消費	▽	種苗等による事業消費
	雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 対価性のない補助金、保険金
	小計	／	
	農産物の棚卸高 期首	／	(注)
	農産物の棚卸高 期末	／	(注)
	計	／	
経費	租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
	種苗費	△	自給分
	素畜費	△	自給分
	肥料費	△	自給分
	飼料費	△	自給分
	農具費	○	
	農薬・衛生費	○	
	諸材料費	○	
	修繕費	○	
	動力光熱費	○	
	作業用衣料費	○	
	農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
	減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
	荷造運賃手数料	△	国際運賃
	雇人費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賄費などは課税仕入れ)
	利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
	地代・賃借料	△	地代
	土地改良費	▽	経常賦課金、道路や用水路等に係る特別賦課金
	貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	雑費	△	損害賠償金
	小計	／	
	農産物以外の棚卸高 期首	／	(注)
	農産物以外の棚卸高 期末	／	(注)
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	／	未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
	計	／	
差引金額		／	
引当金等	貸倒引当金繰戻し	×	
	専従者給与	×	
	貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		／	
青色申告特別控除額		×	
所得金額		／	

（注）令和元年が免税事業者であった場合、若しくは令和３年に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。

＜別紙３＞

消費税課税取引の判定表（２）

消費税の課税の対象となる取引は、次の全ての要件を満たす取引である。

①　国内において行うもの（国内取引）であること。
②　事業者が事業として行うものであること。
③　対価を得て行うものであること。
④　資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供）であること。

したがって、上記の要件の一つでも満たさない取引が不課税取引となる。

取引の課否判定について、フローチャートで示すと次のようになる。

（注）「課税の対象となる取引」について、平成27年10月１日以後、国内において事業者が行う資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除き、新たに「特定仕入れ」が課税の対象となった。

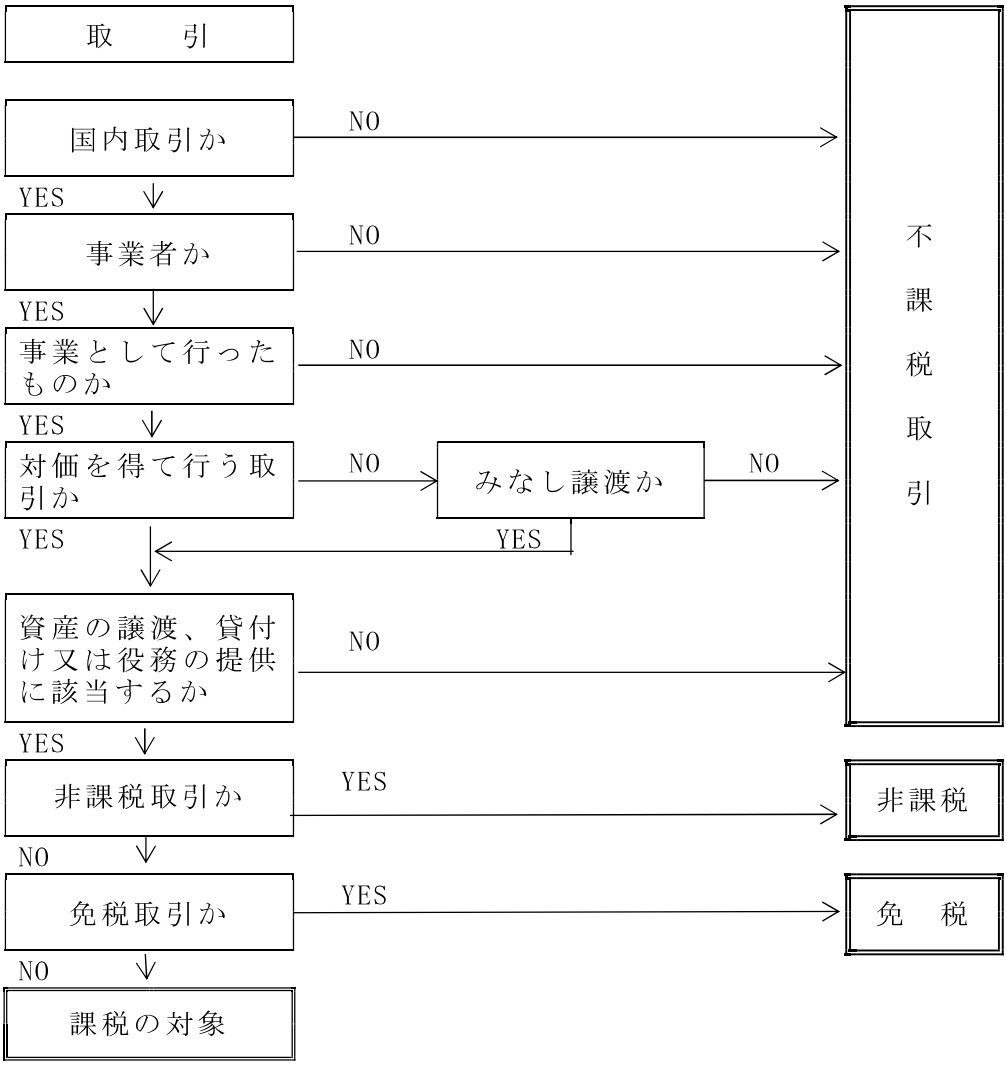

＜別紙４＞

主な非課税取引

区　　分	備　　考
土地の譲渡、貸付け	（注）１
有価証券、支払手段の譲渡	ゴルフ会員権、船荷証券は含まれない
利子、保証料、保険料等	
郵便切手、印紙などの譲渡	郵便切手類販売所など一定の者が行う譲渡に限り非課税とされ、それ以外の者が行う譲渡は課税
商品券、プリペイドカードなどの譲渡	（注）２
住民票、戸籍謄本等に係る行政手数料等	執行官、公証人による役務提供の対価も非課税
国際郵便為替、外国為替等	
社会保険医療など	
介護保険、第一種・第二種社会福祉サービス等	
助産	
埋葬料、火葬料	埋葬等の許可手数料は行政手数料として非課税
所定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け	厚生労働大臣が指定した修理代も含まれる
一定の学校の授業料、入学金等	
教科用図書の譲渡	文部科学大臣の検定を受けたもの
住宅の貸付け（注）３	集合住宅における共益費も含まれる（注）４

（注）１　土地の貸付期間が１月に満たない場合及び駐車場等の施設の利用に伴って土地が使用される場合には課税の対象となります（消令８）。なお、建物その他の施設の貸付けに伴って土地を使用させる場合には、その貸付けに係る対価の額の全額が、建物等の賃貸料として課税の対象になります（消基通６－１－５）。

（注）２　商品券、ビール券等と引換えに商品を給付したときは、課税の対象となります（消基通９－１－22）。

（注）３　令和２年４月１日以後に行われる住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合には、非課税となります。

（注）４　住宅の貸付期間が１月に満たない場合及び旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けは課税の対象となります（消令16の２）。また、事業用の建物の貸付けに当たって受け取る保証金、権利金、敷金、更新料、礼金等のうち、賃貸借契約が終了等しても返還しないものは課税の対象となります（消基通５－４－３）。

（注）５　平成29年７月１日以降の資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産（旧称：仮想通貨）の譲渡は非課税です（消令９④）。

＜別紙５＞

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入税額控除を調整します。

◆　第三年度の課税期間※1の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間※2に課税賃貸用※3に供した場合

⇒　次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額} \times \frac{\text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額※4の合計額(A)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例　　単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合）

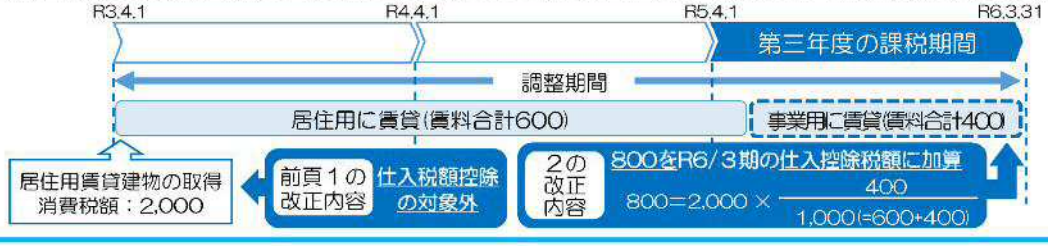

◆　その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

⇒　次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額} \times \frac{\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}}{\text{課税譲渡等調整期間※5に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額※4の合計額(B)} + \text{居住用賃貸建物の譲渡の対価の額※4(C)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例　　単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合）

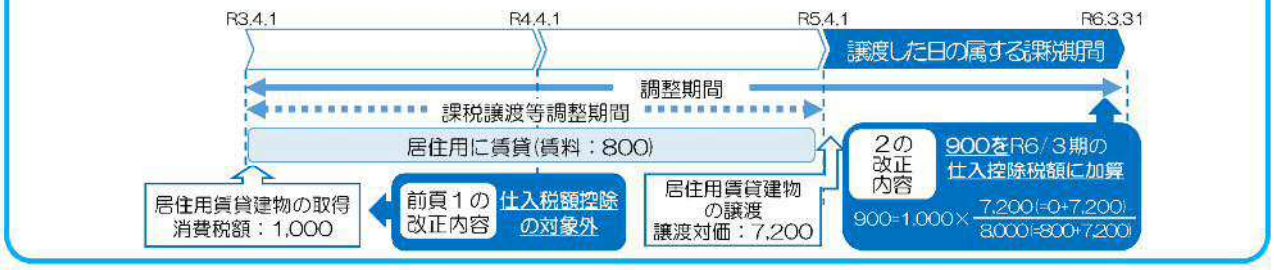

※１　第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間をいいます。

２　調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

３　課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

４　対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。

５　課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

＜別紙６＞

事業区分のフローチャート

（フローチャートの使用に当たっての留意事項）
１　このフローチャートは、事業区分判定に当たっての目安です。
２　事業の種類は原則として資産の譲渡等ごと、すなわち取引単位ごとに判定し、それぞれ第１種事業から第６種事業のいずれかに区分することになります。

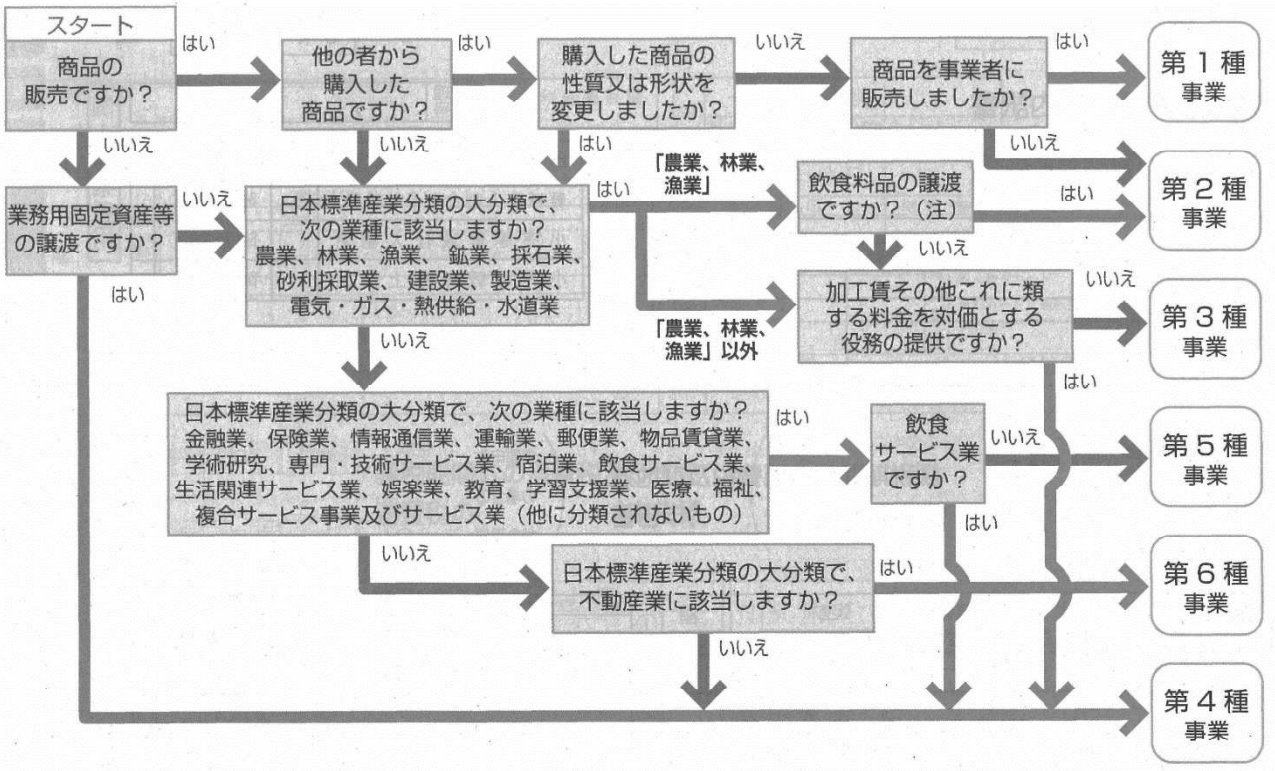

（注）令和元年10月１日から、簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第３種事業（みなし仕入率70％）から第２種事業（みなし仕入率80％）へ変更となりました。

※　個々の判定は、社会通念上の取引単位を基に行いますが、資産の譲渡と役務提供とが混同した取引で、それぞれの対価の額が区分されている場合には、区分されたところにより、個々に事業の種類を判定することになります。

※　「購入した商品の性質、又は形状を変更しましたか？」という判定では、例えば、次のような行為は性質及び形状を変更しないものと判断します。
・商標、ネーム等を添付又は表示すること
・それ自体を販売している複数の商品を詰め合わせること
・液状等の商品を販売容器に収容すること
・ガラス、その他の商品を販売のために裁断すること

※　フローチャートで、取引が「他の者から購入した商品の譲渡」及び「製造小売業」に該当しない場合には、日本標準産業分類（大分類）の製造業等の分類を基準に、これらの製造業等として一般的に行われる資産の譲渡等に該当するかどうかの判定を行います。

※　日本標準産業分類上、製造業等に該当することとなっても、対価の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工を行い、その加工等の対価を受領する役務の提供は第４種事業に該当します。

＜別紙７＞

消費税と所得税の主な相違点

区　　分	消　費　税	所　得　税
自家消費の対価（価額）	仕入価額以上で、かつ、売上価額の50％以上の金額を課税売上げとします。	仕入価額以上で、かつ、売上価額の70％以上の金額を収入金額とします。
事業用消費	課税対象となりません。	取得原価を仕入から除外し、他の科目に振り替えます。
リベート収入	原則として課税仕入れに係る税額からリベートに係る税額を控除します。	総収入金額（雑収入）に算入します。
事業の休止等に伴って受ける収益補償金等	課税対象となりません（実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められるものは課税対象となります。）。	総収入金額に算入します（身体の傷害や心身に加えられた損害に基因して支払いを受けるものは非課税）。
棚卸資産について受ける火災保険金損害賠償金等	課税対象となりません。	総収入金額に算入します。
減価償却費	仕入税額控除の対象となりません。（購入した年に一括して税額控除されます。）	必要経費に算入します。
期首及び期末在庫	その年の仕入金額が課税仕入れになり、原則として、期首及び期末在庫は税額計算に影響しません。	その年の仕入金額に期首在庫及び期末在庫をそれぞれ加算・減算した金額が売上原価となります。
建物の貸付が事業として行われているかどうかの判定	事業とは、同種の行為を反復・継続・独立して行うことをいいますので、これに該当すれば規模の大小を問いません。	貸付規模が、①貸間、アパートは10室以上、②独立家屋は５棟以上の場合は、事業として行われているものとされます。
継続的な執筆活動等に基づく多額の原稿料・印税収入など	対価を得て反復、継続、独立して資産の譲渡等を行っており、かつ課税事業者に該当するだけの売上金額があれば、事業者が事業として行う取引とみなされ、消費税が課税されます。	事業所得を生ずべき業務に付随して発生する所得でなければ、雑所得となります。

〈別紙８〉

令和２年４月
国　税　庁

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について（詳細版）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者で一定の要件を満たす方について、消費税の届出等に関する特例が設けられました。

特例の対象となる事業者（特例対象事業者）

特例の対象となるのは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年２月１日から令和３年１月31日までの間のうち任意の連続した１か月以上の期間（以下「調査期間」といいます。）の事業としての収入金額が、前年の同時期と比べて、概ね50%以上減少している事業者の方です。

注１　事業開始１年未満であることにより、前年同時期との比較ができない場合は、令和２年１月以前で調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間を比較対象として差し支えありません。
２　年間収入しか集計していないなど、調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前１年間の収入金額を12で除し（平均収入）、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額を比較対象として差し支えありません。
３　特例の対象となるかどうかを判定する際の「収入金額」の計算に当たっては、事業者の事業上の売上その他の経常的な収入の額を含めますが、各種給付金など臨時的な収入は含めません。
　また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業者が収入すべき対価の額を減免又は猶予した場合のその減免額又は猶予額についても「収入金額」に含めません。例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を猶予していると認められる場合、「収入金額」の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予額を控除します。

１．消費税の課税選択の変更に係る特例

特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間※以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

※ 特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

注　この特例の適用により課税事業者を選択する（又は選択をやめる）場合、２年間の継続適用要件は適用されません。
　また、課税事業者となった日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（一の取引単位につき100万円（税抜き）以上の固定資産をいいます。以下同じ。）を取得した場合の「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出制限も適用されません。

承　認　申　請　手　続

特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ税特法第10条第１項(第３項)の規定に基づく課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」に「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」（４頁参照。以下「確認書類」といいます。）を添付して、次の期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、承認申請書と併せて「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」も提出してください。

申請期限
【課税事業者を選択する場合】特定課税期間の末日の翌日から２月以内※1
【課税事業者の選択をやめる場合】特定課税期間の確定申告書の提出期限※2※3

※１　個人事業者の12月31日の属する課税期間である場合には３月以内となります。なお、国税通則法第11条の規定の適用により、この承認申請の期限を延長することができます。
※２　国税通則法第11条の規定の適用により申告期限の延長を受けている場合にはその延長された期限となります。
※３　「特定課税期間」から課税事業者の選択をやめる場合及び「特定課税期間の末日が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後２年を経過する日（２年経過日）以後に到来する場合でその特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間」から課税事業者の選択をやめる場合の期限です。これ以外の場合には、「２年経過日の属する課税期間の末日」と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」とのいずれか早い日となります。

【事例１：課税事業者を選択する場合】
３月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年３月１日から１か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、急きょ、業態変更に伴う設備投資を行ったため、令和２年３月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合

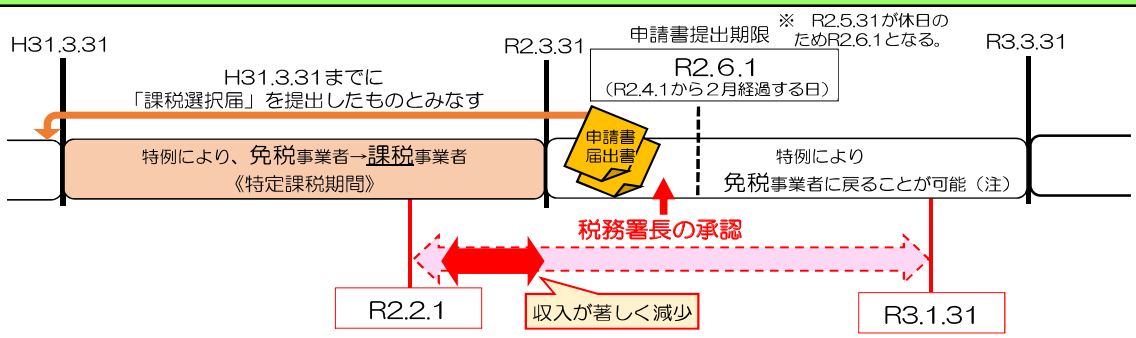

注　納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年。以下同じ。）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。
特定期間（個人事業者はその年の前年 1/1～6/30、法人は原則、その事業年度の前事業年度開始の日以後６か月の期間。以下同じ。）における課税売上高が 1,000 万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

◎　この事例において、R2/3 期のみ課税事業者を選択し、R3/3 期からその選択をやめる場合には、別途、本特例に係る「承認申請書」と「消費税課税事業者選択不適用届出書」を R3/3 期の末日（R3.3.31）までに提出してください。

【事例２：課税事業者の選択をやめる場合】
９月末決算法人が、当初、課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年３月１日から１か月間、事業としての収入が著しく減少し、予定していた設備投資を行うことができなくなったため、令和２年９月期から課税事業者の選択をやめる場合

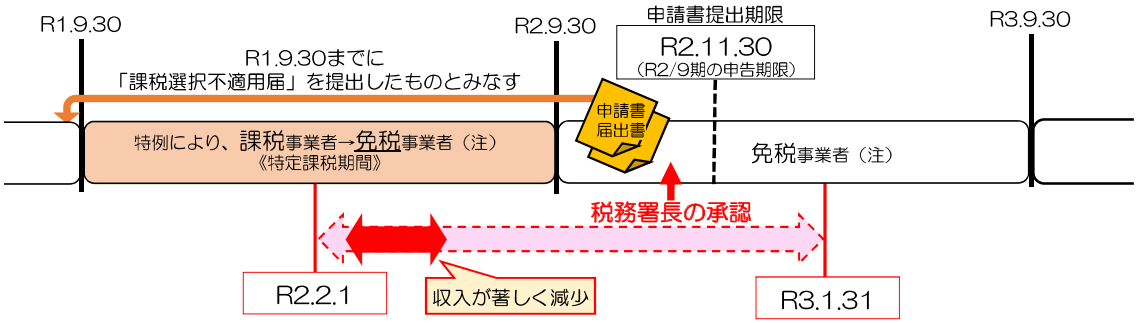

注　納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。
特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

◎　この事例において、R2/9 期のみ課税事業者の選択をやめ、R3/9 期から再度選択をする場合には、別途、「承認申請書」と「消費税課税事業者選択届出書」を R2/9 の末日の翌日から２月を経過する日（R2.11.30）までに提出してください（R3/9 期の初日の前日（R2.9.30）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する場合には「承認申請書」は不要）。

２．次の①から③の場合における納税義務の免除の制限の解除

①　新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

新設法人又は特定新規設立法人※が、基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、その取得した課税期間の初日以後３年間は納税義務が免除されませんが（消費税法 12 の２②又は 12 の３③）、新設法人又は特定新規設立法人に該当する特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この３年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

※　新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上の法人をいい、特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうちその事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

②　高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産※1の仕入れ等を行い、その仕入れ等の日※2の属する課税期間について一般課税で申告を行う場合、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後３年間※3は納税義務が免除されませんが（消費税法 12 の４①）、特定課税期間の初日以後２年を経過する日の属する課税期

間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この３年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

※１　高額特定資産とは、一の取引単位につき、1,000 万円（税抜き）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※２　自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（建設費用）の累計額が 1,000 万円以上となった日となります。

※３　自己建設高額特定資産にあっては、※２の建設費用の累計額が 1,000 万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間以後３年経過する日の属する課税期間までの課税期間。

③　高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置※1の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日以後３年間※2は納税義務が免除されませんが（消費税法 12 の４②※3）、特定課税期間の初日以後２年を経過する日の属する課税期間までに高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった特例対象事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、この３年間の納税義務が免除されない制限を解除することができます。

※１　棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です（消費税法 36①③）。

※２　棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の 100/110 に相当する金額等の累計額が 1,000 万円以上となったもの）にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。

※３　令和２年４月１日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受ける場合に適用されます。

承　認　申　請　手　続

特例の承認を受けようとする場合、「新型コロナ税特法第 10 条第４項から第６項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」に「確認書類」（４頁参照）を添付して、次の期限までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

申請期限		
	①の場合	「特定課税期間の確定申告書の提出期限」※と「基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日」とのいずれか遅い日
	②の場合	「特定課税期間の確定申告書の提出期限」※と「高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日
	③の場合	「特定課税期間の確定申告書の提出期限」※と「棚卸資産の調整規定の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日」とのいずれか遅い日

※　国税通則法第 11 条の規定の適用により申告期限の延長を受けている場合にはその延長された期限となります。

【事例３：新設法人等が調整対象固定資産を取得した場合】

３月末決算の新設法人が、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年３月１日から１か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和２年３月期以後における納税義務の免除の制限を解除する場合

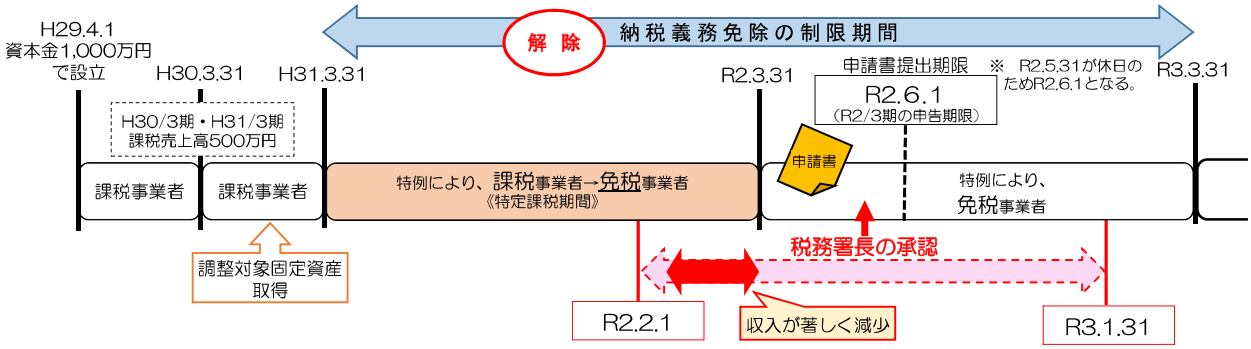

注　新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた課税期間（R2/3 期）以後の納税義務の判定については、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。なお、基準期間がない課税期間（H31/3 期まで）は、消費税法第 12 条の２第１項又は第 12 条の３第１項の規定により課税事業者となるため、本特例により免税事業者にはなれません。

【事例４：高額特定資産の仕入れ等を行った場合】

高額特定資産を取得していた３月末決算法人が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年３月１日から１か月間、事業としての収入が著しく減少したことから、令和２年３月期における納税義務の免除の制限を解除する場合

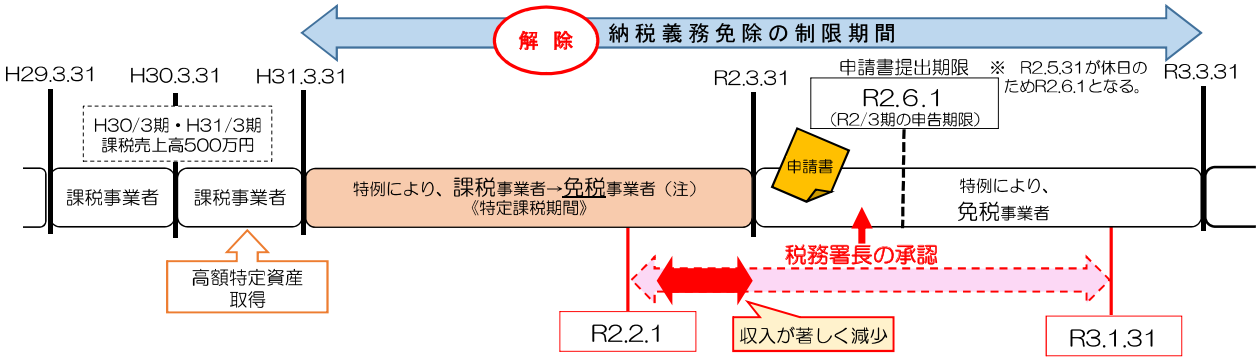

注　納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。
特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合等には、納税義務が免除されない場合があります。

＜承認申請書に添付する「確認書類」とは？＞

承認申請書に添付する「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」（確認書類）とは、例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳のコピーなどで、令和２年２月１日から令和３年１月 31 日までの間のうち任意の１か月以上の期間（調査期間）と、その調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類をいいます。

簡易課税制度の適用に関する特例について

簡易課税制度の適用については、消費税法第 37 条の２において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。

例えば、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、

- ◆ 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい
- ◆ 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れが生じたため一般課税へ変更したい

などの事情がある事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、簡易課税制度を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

注１　簡易課税制度は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の場合に限り適用することができます。
注２　この特例の適用を受ける場合、２年間の継続適用要件は適用されません。また調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度届出書」の提出制限も適用されません。

承　認　申　請　手　続

簡易課税制度の適用に関する特例を受けるためには、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から２月以内※に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※　被害のやんだ日がその申請に係る課税期間の末日の翌日（個人事業者の場合は、その末日の翌日から１月を経過した日）以後に到来する場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限（国税通則法第 11 条の規定の適用により申告期限等の延長を受けている場合にはその延長された期限）となります。

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
○ 承認申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。